

# 定 款

2022 年 6 月 22 日改正

**バンドー化学株式会社**

# バンドー化学株式会社 定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、バンドー化学株式会社と称し、英文では、Bando Chemical Industries, Ltd. と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ゴムベルトおよび各種ゴム製品ならびにそれらの付属品の製造、販売、施工
- (2) 再生ゴムの製造、販売
- (3) 合成樹脂および合成樹脂製品の製造、販売、施工
- (4) 運搬設備、動力伝動装置等の機械・器具およびそれらの付属品の設計、製造、販売、施工
- (5) 情報処理機器および産業機械の関連機器・装置ならびにそれら部品および付属品の設計、製造、販売、施工
- (6) 建築、土木、機械・装置等の関連資材の製造、加工、販売およびインテリア用品の販売
- (7) スポーツ、文化、保健等施設の経営
- (8) 不動産の販売、賃貸借、仲介、管理および建物サービス業ならびに造園緑化事業
- (9) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する事業
- (10) 労働者派遣業ならびに市場調査、広告および宣伝に関する事業
- (11) 医療機器、福祉用具および介護用品の製造、販売、貸与
- (12) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売
- (13) 前各号に関連する技術、ノウハウおよびソフトウェアの販売
- (14) 関連事業等に対する投資
- (15) 前各号に付帯関連する事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

### (公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および神戸新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1億8,700万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求（以下「売渡請求」という。）することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

- ② 売渡請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱)

第10条 当社の株主の権利行使に際しての手続きその他株式に関する取扱い等は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項その他この定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権

者とする。

### 第3章 株主総会

(招集の時期および招集場所)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にそのつど招集する。

② 当会社の株主総会は、神戸市またはその隣接地で開催する。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。

- ② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

##### (取締役会)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

##### (員数)

第 19 条 当社の監査等委員でない取締役は、10 名以内とし、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

##### (選任)

第 20 条 監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

##### (任期)

第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された取締役の任期は、当該取締役の前任の取締役の任期の満了する時までとする。

##### (代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。
- ③ 取締役社長は、当社の業務を統轄する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれを代行する。

##### (取締役会の招集者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長を定めないときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれを代行し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

- ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。

- ② 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 29 条 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限

度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第30条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。  
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。

- ② 監査等委員会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第34条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て、これを定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 39 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対してこれを行う。

(中間配当)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 41 条 金銭による剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。